

○社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さないまちづくりに向けた取組の推進について

(平成27年2月5日島広報甲第95号ほか県警察本部長通達)

犯罪被害者とその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）のための施策については、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の中で、犯罪被害の軽減・回復だけでなく、犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻すよう支援することが求められており、そのためには、犯罪被害者等を直接対象とした支援のみならず、広く県民を対象とした犯罪被害者等の実情について理解を深めるための広報啓発活動を展開し、社会全体に犯罪被害者等を思いやり、犯罪被害者等を支える気運を醸成することが重要である。

そこで、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さないまちづくりの気運を醸成するため、あらゆる機会を活用して、中学・高校生等をはじめ、広く県民の理解を深め、犯罪被害抑止につなげていくための広報啓発活動を下記により実施することとしたので、積極的に推進されたい。

記

1 推進施策

(1) 「命の大切さを学ぶ教室」等の開催

本県においては、島根県警察本部、一般社団法人島根被害者サポートセンター（以下「被害者サポートセンター」という。）の協働事業として、被害者遺族による命の大切さを学ぶ教室（以下「命の授業」という。）を中学・高校生を対象に開催しているところであるが、「命の授業」は、犯罪被害者等である講演者が、その思いを生徒に直接語りかけることによって、生徒が犯罪被害者等の思いや立場を理解する契機となり、また、自分や他人の命を大切にすること、いじめや暴力を無くすことなどについて、強く感じ取るなど、犯罪被害者等への理解・共感を生む効果が大きいものであるのみならず、その規範意識の醸成にも大きな効果があることから、教育委員会、学校等の協力を得て、重点施策として推進すること。

また、このような犯罪被害者等による講演については、講演に対する協力が可能な犯罪被害者等が少ないことから、「命の授業」の開催のほか、非行防止・交通安全教室等での犯罪被害者等の手記の朗読、内閣府が作成したDVDの活用などにより、犯罪被害者等が受けた様々な「痛み」、子どもを亡くした親の思い、生命の大切さ、被害者も加害者も出さない社会を希求する犯罪被害者等の思いが十分伝わるように工夫をこらすとともに、警察を始めとする犯罪被害者支援施策やその現状についても説明し、犯罪被害者等に対する理解を深め、将来の社会を担う中学・高校生の中に、犯罪被害者等への配慮や協力への意識を涵養しつつ、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上を図ること。

(2) 大学生等に対する犯罪被害者支援に関する社会活動への参加促進

大学や各種専門学校等（以下「大学等」という。）が所在する警察署にあっては、大学等と連携して、講義の一つとして犯罪被害者支援を取り入れてもらえるよう働きかけること。

また、被害者サポートセンターと連携し、大学生等に対し、犯罪被害者支援活動や「被害者も加害者も出さないまちづくり」に向けたボランティアとして参加を促すこと。

(3) 各種会合における犯罪被害者等の講演等の実施

被害者サポートセンターと連携し、被害者支援連絡協議会、安全・安心まちづくり、交通安全に関する諸行事等あらゆる機会を活用し、犯罪被害者等による講演や犯罪被害者等の手記の朗読等、犯罪被害者等の実情を伝える広報啓発活動を展開すること。

(4) 効果的な広報の実施

犯罪被害者等の置かれた立場や支援の必要性について広く県民に周知するため「命の授業」の開催などについて、テレビ、新聞等のマスコミを活用するなど効果的な広報を実施すること。

2 留意事項

(1) 講演者の確保等

講演に対する協力が可能な犯罪被害者等が現状では数少ないことから、犯罪被害者等に対して、立ち直り支援を促進させ、講演に対する協力が確保できるようにするほか、被害者サポートセンター等からの意見を聴取するなどしてより多くの講演者の協力確保に努めること。

(2) 効果の検証と講演者へのフィードバック

事業の効果を検証するため、聴講者に対するアンケート等を実施するとともに、検証結果や聴講者の受け止めについては、講演者である犯罪被害者等にフィードバックすること。

(3) 講演者のサポート

犯罪被害者等にとって、自らの犯罪被害の経験を講演することは、精神的負担が非常に大きいことから、講演者へのサポートが極めて重要である。講演日程・内容等についての調整、講演者の送迎及び付添いについては、警務部広報県民課と開催警察署間で十分な連携を図り、犯罪被害者等が安心して講演できるよう十分なサポートに努めること。

(4) 講演者に対する二次的被害の防止

講演者が犯罪被害者やその遺族であることを念頭に、講演等による二次的被害の絶無を期すこと。

(5) 聴講者に対する影響への配慮

講演の内容が、人の死というものに言及する場面が多いことから、聴講者、特に中学・高校生等の心情に対する影響等について学校等と緊密な連携を図るこ

と。

(6) 関係部門との連携

本施策は、犯罪被害者支援とともに、規範意識の向上による犯罪抑止の効果も大きいことを念頭に置き、安全・安心まちづくりや交通安全等の取組を行っている関係機関・団体及び関係部門との連携を図り、効果的な推進に努めること。

3 報告

上記推進施策の取組状況について、上半期（4月から9月末）の状況をその年の10月10日までに、下半期（10月から翌年3月末）の状況を翌年度の4月10日までに、それぞれ別記様式により警務部広報県民課長を經由して報告すること。

なお、アンケート調査等の検証結果については、その都度、警務部広報県民課長あてに報告すること。

様式 〔略〕